

本裁決書は、行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

## 裁 決 書

〇〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇

上記審査請求人から令和 2 年 4 月 13 日付けで提起のあった霧島市情報公開条例（以下単に「条例」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく公文書不存決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求に対して、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 理 由

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の申立ての要旨は、霧島市消防局長（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 3 月 31 日付け総消第 218 号をもって行った公文書不存決定処分の取消しを求めるというものであって、その理由として、次のとおり主張した。

- (1) 実施機関は、審査請求人が開示請求した霧島市火災調査規程（平成 17 年霧島市消防局訓令第 41 号）第 28 条、第 29 条及び第 30 条による損害額の算出方法に関しては不存とした上で、不存決定通知書（令和 2 年 3 月 31 日付け総消第 218 号）の別紙において「損害額の具体的な算出方法については、出版（市販）されている書籍をもとにしており、著作権の関係上、これを複写することはできない」旨を通知してきたところだが、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 42 条の 2 においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等により開示するために必要と認められる限度において著作物の開示は認められていることから、当該書籍における該当部分を開示するとともに、該当部分を具体的にどのように開示請求書の(7)及び(9)を除く対象に対して適用し損害額を算出しているかについて開示するべきである。
- (2) また、開示請求書の(7)中「霧島市火災原因等調査規程」及び(9)中「霧島市証明事務取扱要領」「霧島市消防局証明事務取扱要領」については、たとえ呼称が異なっても、内容が類似するものがある場合には、これを開示するべきである。

#### 2 当庁の判断

- (1) 当庁は、条例第 17 条の規定により、令和 2 年 7 月 29 日に、本件審査請求について、

霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

(2) 令和2年12月16日付け霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号で示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

『① 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(1)～(6)、(8)及び(10)（算出方法（算定方法）関係）について

ア 前提となる事項

開示請求の対象となる公文書は、物としての文書でなければならず、本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(1)～(6)、(8)及び(10)において、各項目に記載されている「算出方法(算定方法)」との内容では、物としての何らかの文書を示しているとは言い難いことから、そもそも開示請求書の記載内容として適当ではない面がある。

また、当該記載内容について、審査請求書等の趣旨を踏まえれば、「具体的な計算過程」及び「当該計算過程で使用されている計算式等の根拠となっている資料等」を指しているようである。これに対し、実施機関は、当該記載を「具体的な計算過程」との意味で捉えており、審査請求人が意図したところと実施機関による解釈との間に齟齬が生じているようである。

このようなことから、実施機関は、本件開示請求書を受け付けた段階で、「算出方法(算定方法)」との文言を「算出方法等が記載された書面」などに補正することを促すなど、対象となる公文書の特定に向けた措置を講ずる必要があったものとする。

イ 判断

まず、本件対象文書の存否に関しては、部分開示決定等に関する審査とは異なり、審査会による審査の能力にそもそもの限界がある。

このような中、仮に「算出方法（算定方法）」との文言を、「算出方法等が記載された書面（メモ）」と、審査請求人に有利な補正がなされたものとして考えたとしても、実施機関からの、「損害額調査書に記載する金額については、それほどまでに高い正確性までは求められておらず、実施機関としては、計算メモ等を作成し、及び保存することまでは行っていない。」という説明の内容に特段の不整合等は確認できなかった。

② 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(7)（霧島市火災原因等調査規程）について

「霧島市火災原因等調査規程」の存否に関し当審査会において調査を行ったところ、同規程は存在していないことが認められた。

また、同規程と名称が類似する「霧島市火災調査規程」が存在するが、当該規程は、市のホームページに掲載されている例規集でも確認することができ、さらに、当該例規集は、市の図書館等にも配架されているものであることから、一般

に公表され、その内容を容易に知り得るものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当するということとはできない。なお、当該規程については、本件開示請求が行われる前に、既に実施機関から審査請求人に対して情報提供されているとの事実が確認できた。

- ③ 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(9)（霧島市証明事務取扱要領及び霧島市消防局証明事務取扱要領）について

「霧島市証明事務取扱要領」及び「霧島市消防局証明事務取扱要領」の存否に関し当審査会において調査を行ったところ、同規程は存在していないことが認められた。

- ④ ハンドブックが「公文書」に該当するかについて

審査請求人は、ハンドブックが条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する旨を主張している。

この点、条例が開示の対象とする「公文書」は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録…であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したもの」（条例第2条第2項）と規定されているところ、ハンドブックは、実施機関の職員が、「損害額調査書」における損害額を算定するために自ら購入している市販の書籍であり、当該ハンドブックは、かかる手続を経していない。

また、条例の目的は、「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼の下に公正で透明な市政の推進に資すること」（条例第1条）であることを踏まえても、仮に市が保有しているものであっても、市販の書籍など一般に入手が可能なものまでを「公文書」の対象に含めているとは言い難い。

以上の理由により、ハンドブックは、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当するものであるということとはできない。』

よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決します。

令和2年12月22日

審査庁

霧島市長 中重 真一



上記の裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和2年 月 日

審査庁

霧島市長 中重 真一



(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。